

# **企業中日本国憲法に関する調査特別委員会ニュース**

## 第 1 6 6 回 国 会

H19.3.23 Vol.31 (「衆議院憲法調査会ニュース」からの通番 Vol.123) 発行:衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局

## 会議に付されている案件

日本国憲法の改正手続に関する法律案 (保岡興治君外 5 名提出、第 164 回国会 衆法第 30 号)

日本国憲法の改正及び国政における重要 な問題に係る案件の発議手続及び国民投 票に関する法律案(枝野幸男君外 3 名提 出、第 164 回国会衆法第 31 号)

## 3月22日に、第3回の委員会(通算 31回目)が開かれました。

1.両案について、議長に対し、委員派遣(地方公聴 会)の承認申請を行うことに協議決定しました。 (派遣地) 新潟県及び大阪府

(派遣日) 平成 19年3月28日(水)

2.両案について、議長に対し、公聴会開会の承認要 求を行うことに協議決定しました。

(開会日) 平成19年4月5日(木) 公述人公募の詳細は8頁をご覧ください。

## 3月22日に、第1回の公聴会(通算1回目)が開かれました。

## 午前

## 公述人(3名)

 中央選挙管理会委員長
 浅
 野
 大三郎君

 東京慈恵会医科大学教授
 小
 澤
 隆
 一君

 法政大学法学部教授
 江
 橋
 崇君

## 質疑者

 船田
 元君(自民)
 古川
 元久君(民主)

 赤松
 正雄君(公明)
 笠井
 亮君(共産)

 辻元
 清美君(社民)
 糸川
 正晃君(国民)

## 公述人の意見の概要

## 浅 野 大三郎君

#### 1.投票手続等について

- ・96 条を具体化する国民投票法の制定に精力的に取り組んでいることに敬意を表したい。
- ・与党案・民主党案ともに概ね選挙の場合と同様 の手続であり、選管としては比較的問題なく国 民投票を実施できるのではないか。ただし、投 票権者の範囲が選挙権者の範囲と異なる場合等 には周到な準備をする必要がある。

#### 2.公務員の関与に関して

- ・選挙は、複数の候補者・政党から特定の者・政 党を選ぶものであるが、国民投票は、発議され た案について承認するか否かの意思を表明する ものである。
- ・選挙の場合には、候補者と有権者との結び付き が強く、規制がないと候補者と有権者の行動が 社会的に適切と見られる範囲を逸脱し、違法で 為が発生しやすいが、国民投票の場合にはなその ようなことはない。よって、国民投票運動に対 する公務員の活動に対する規制について、段選 法における規制とは異なるものとする合理性は ある。ただ、国民全体に奉仕するための権限を 濫用することは認められず、地位利用は違法で あることを明確にしておく必要がある。

#### 3.メディアとの関係

- ・無料新聞広告の制度を設けるか否か、設けた場合にはその仕組みをどうするのかという課題がある。
- ・選挙におけるテレビの影響力は極めて大きく、 活字媒体に比べて接触度や有用度も高い。しか し、選挙と国民投票では適した情報媒体が異な り、後者の場合には読み返しができる活字媒体 が重要ではないか。
- ・投票期日前の一定期間にテレビの広告を制限することは適切であり、その期間は2週間でよい。

#### 小澤隆 一君

## 1. 憲法改正手続法の位置

・憲法附属法である憲法改正手続法は、憲法の基

本原理を踏まえ、国民の自由で民主的な意思の 反映を最も保障するものとして制定されなけれ ばならない。

・憲法改正手続法は憲法改正が現実的な日程に上 る時までに制定されていれば良いという性格の ものであり、慎重な審議が望まれる。

#### 2. 日本国憲法改正国民投票の特質

- ・憲法改正案は国会が発議するものであり、国民 は改正案を承認するか否かだけを判断する。
- ・憲法改正は、憲法規範を定立する行為であり、 憲法改正国民投票は、(a)規範の定立の是非を問 うものであって、特定の政党等を選択するもの ではない、(b)個別の施策を問う住民投票と異な り、一般的抽象的な改憲の是非を問うものであ る。

#### 3. 法律案の検討

- (1) 最低投票率制度
- ・国会が発議する憲法改正案に対する主権者国民 の真正な意思の表明を保障するため、最低投票 率制度を設けることが要請される。
- (2) 公務員等・教育者の地位利用による国民投票 運動の禁止
- ・与党案の公務員等・教育者の地位利用による国 民投票運動の禁止規定は、憲法改正において党 派的判断が優先されることを前提としており、 不必要かつ不適切である。また、その萎縮効果 にも配慮すべきである。

## (3) 発議から投票までの期間

・憲法改正案は、多様な解釈が想定される場合があり、過去の憲法解釈やその改正が与える影響についての専門家による検討等が必要である。よって、両案に定める 60 日以上 180 日以内とする周知期間は短すぎる。

## (4) 与党案、民主党案に対する評価

・与党案は(1)~(3)、民主党案は(1)及び(3)の点で 憲法適合性に問題があり、廃案も含めて根本的 かつ慎重な検討が必要である。

#### 4.今後の審議の在り方

・修正案がもし提出されたならば、改めて公聴会 を開いて審議することが国権の最高機関である 国会の責務である。

#### 江 橋 崇君

## 1. 憲法改正案に関する国会の審議の在り方

・衆参両院の合同審査会において、成案を形成し 各院に持ち帰り、同日、同時刻に開会する両院 の本会議において審議、議決し、各院で3分の 2以上の賛成を得たことを確認して国会として 発議する手順が望ましい。

・日本国憲法の制定過程において、国会の構成が一院制から二院制に変更されたにもかかわらず、憲法改正には3分の2以上の特別多数の賛成を要する議決要件の部分は変更されなかったため、96条の憲法改正手続が例を見ない非常に厳格な手続となってしまった。合同審査会は、この隘路を打開する優れた知恵である。

#### 2. 国民に対する憲法改正の問題提起の方法

- ・改憲作業に入ることの是非と改正の部分及び方 向性について、独立した予備的な国民投票で国 民の意向を聞くべきである。
- ・与党案及び民主党案が憲法審査会で採択された 請願を憲法改正原案に組み込むことができる仕 組みを検討していることは適切である。

#### 3. 国民投票の在り方

・憲法改正の国民投票のほかにも、(a)領土割譲条 約の締結、(b)皇位継承法、平和基本法等の立法 がある場合の国民投票の制度化について検討が 必要である。

#### 4. 国民投票における承認の判定、白票の取扱い

- ・投票ごとに改正部分の全体を一括して承認を求めることが原則であるべきであるが、関連項目ごとに複数の議案に分割する場合においても、増補型の改正であれば内容的に関連し合う条文の増補の積重ねになるので、一括投票、個別投票といっても、結局大きな相違はない。
- ・改正案の承認を問うものである以上、憲法上の他の承認ないし批准の議決と同様に、白票を無効票として扱うべきであり、賛否いずれかに上乗せする計算方式は適当ではない。
- ・白票を無効票とする場合に生じる弊害には、最 低投票率の導入等で対応すべきである。

#### 5.最後に

・日本国憲法をどのように改正すれば、より一層 多くの市民の支持を得られる幸せな憲法にする ことが可能であるか、そのための常識的な手続 と常識的な内容の改正の方法論を十分検討する 必要がある。

## 公述人に対する質疑の概要 船 田 元君(自民)

< 浅野公述人に対して >

・公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動について、与党原案では地位利用をしてはいけないことを明確にしようとしたが、その後の議論で、選挙と国民投票では運動の在り方が異なることから、罰則を設けず、懲戒処分により

対応する修正を考えている。この点についての 所見を伺いたい。

- ・国家公務員法と地方公務員法で、禁止される政治的行為の範囲が異なることから、国民投票運動においては、政治的行為の禁止規定を適用除外する修正を考えているが、いかがか。
- ・新聞の無料広告枠を設けるかどうか検討しているが、読み返すことができる等の活字メディアの特性を考えると、やはり設けた方がよいと考えるか。
- < 小澤公述人に対して >
- ・憲法改正手続法は憲法改正が具体化するまでに整備されればよいとのことであったが、憲法改正の議論が沸騰すると、一方の立場が有利になるように憲法改正手続の内容が歪められるおそれがあるので、それ以前に手続法を整備すべきではないか。
- < 江橋公述人に対して >
- ・(a)合同審査会を設けていること、(b)請願の採択により国民の声を取り入れる仕組みを設けていること、(c)修正により憲法問題予備的国民投票制度を設けることについて、どのように考えるか。

## 古 川 元 久君(民主)

- <全公述人に対して>
- ・憲法改正国民投票法は、中立公正なものでなければならないと考える。現在提出されている民主党案は、この要請を満たしていると考えるか。
- ・民主党は、一般的国民投票制度を憲法改正国民 投票制度と併せて定めるべきであると考えてい るが、いかがか。
- ・憲法審査会において、3年間は憲法改正原案を 審議せず、調査に専念することを明記すること についての所見を伺いたい。
- < 浅野公述人に対して >
- ・選挙権年齢と投票権年齢が異なる場合には周到 な準備が必要であるとのことであったが、現在 提案している民主党案の規定のほか、何か定め るべきものがあるか。

## 赤の松の正の雄君(公明)

- < 全公述人に対して >
- ・憲法審査会が設置されて初めて、改正するしないを含めて、憲法をあらゆる角度から検討することができることとなると考えるが、いかがか。
- < 江橋公述人に対して >
- ・憲法改正予備的国民投票により、憲法改正論議の入口で特定の憲法改正が否定されることが問

- 題であるとの指摘があるが、憲法改正予備的国 民投票のあるべき姿について、各国における成 功例を含めて伺いたい。
- ・公述人が主張する増補型憲法改正と公明党が主 張する加憲の違いについて伺いたい。
- ・付加した条文と現行の条文との整合性を考える 上で、現行の条文を残して付加する方式と現行 の条文を修正しつつ付加する方式とでは違いが あると考えるが、いかがか。

#### 

<発言>

- ・改憲手続法案の慎重審議を求めて 1200 を超える国民の声が FAX、手紙等によって自分の事務所に寄せられたことを、本委員会の理事、委員に伝えたい。
- < 小澤公述人に対して >
- ・改憲をめぐる現実の動きとの関わりで、国民投票法の整備をどのように見ているのか。
- ・法案提出者が最低投票率制度に反対する理由として挙げている(a)ボイコット運動を誘発する、(b)案件の中身によっては高投票率を期待できない、(c)96条にない加重要件を求めることは憲法違反であることは、いずれも成り立たないと考えるが、いかがか。
- < 浅野公述人に対して >
- ・公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止について、法案提出者は罰則をなくすこととしているが、修正によって地位利用の範囲は限定されるのか。
- < 小澤公述人に対して >
- ・仮に上記のような修正をしたとしても、公務員等・教育者に対して萎縮効果が生じることには 何ら変わりがないと考えるが、いかがか。
- ・憲法改正案の発議までは国会が主体的な役割を担い、発議後は国民が主体的な役割を担うことが 96 条の趣旨であることに照らして、広報協議会の構成や無料広告放送の割当てが政党中心に制度化されていることをどのように捉えているか。

## 辻 元 清 美君(社民)

<発言>

- ・海外調査において、憲法改正には議会内コンセンサスと国民的コンセンサスが重要であるとの意見を聴いてきたが、職権による委員会の開催や安倍首相の発言により、議会内コンセンサスが危機に瀕している。
- < 江橋公述人及び小澤公述人に対して >

・憲法改正手続のうち、発議までの手続と発議後の国民投票の手続は性質が違うものであり、本来別の法律で定めるべきものであると考える。この二つの手続が一つの法案で提案されていることについての所見を伺いたい。

### <全公述人に対して>

・有料広告放送の禁止について、資金量の多寡に 影響されることから、憲法改正案発議後全期間 にわたって禁止することも考えられるが、いか がか。

#### < 江橋公述人に対して >

・公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止について、海外調査では各国ともなぜそのような規制が必要なのかという反応であった。国民投票においては、人を選ぶ選挙とは異なり、平等、自由に国民投票運動が行われるべきであると考えるが、いかがか。

### 糸 川 正 晃君(国民)

< 小澤公述人及び江橋公述人に対して >

- ・国会の発議から投票までの期間は、どの程度が 適切か。
- ・大多数の国民が現行憲法と憲法改正部分を理解 するには、どの程度の期間が必要か。
- < 浅野公述人に対して >
- ・国民投票においては、テレビはもとよりインター ネットの影響も大きいと考えるが、インター ネットを利用した投票運動を規制すべきか。
- <全公述人に対して>
- ・テレビにおいて影響力を持つ人の誤発言を防止 するためのメディア規制の在り方をどのように 考えるか。
- ・与党案・民主党案の違いの一つに国民投票の対象があるが、民主党案のように一般的国民投票を認めることに対する所見を伺いたい。
- ・憲法改正手続法の制定を急ぐべきではないとす る声があるが、国会で十分な審議が行われ、国 民の理解が十二分に得られていると考えるか。

## 午後

## 公述人(3名)

政策研究大学院大学助教授 本 田 雅 俊君前衆議院議員 山 花 郁 夫君

JPU 総合研究所特別研究員

山 花 郁 夫君高 田 健君

## 国際経済研究所代表 質疑者

愛知 和男君(自民) 中川 正春君(民主) 大口 善德君(公明) 笠井 亮君(共産) 辻元 清美君(社民) 糸川 正晃君(国民)

## 公述人の意見の概要

#### 本 田 雅 俊君

## 1. 合意形成に向けた最善の努力とネガティブ・イメージの防止

・国民投票法の制定には賛成である。ただ、その制定に当たっては、合意形成を最後まで目指してほしい。多数決によって成立させることになれば、国民の間にネガティブ・イメージが生じ、今後の憲法改正作業に大きな支障をもたらすおそれがある。

#### 2. 国会主導の作業の貫徹

・両案は、共に議員提案であり、これまでも国会 主導で議論を進めてきた。今後も内閣に左右さ れることなく、毅然として立法府主導で審議を 進めるべきである。

#### 3. 憲法審査会の位置付けの明確化

・常任委員会でも特別委員会でもない常設機関である憲法審査会の設置は、従来の枠組みに収まらない国会法の大改正である。憲法審査会の位置付けを明確にするため、議会制度協議会等で慎重に議論すべきである。

## 4. 合同審査会の位置付けの明確化

・合同審査会を設置し、両院に対する勧告権を付与することは、変則的な二院制とも評価しうるものであり、合同審査会が憲法制定会議の役割を果たすのではないかとの意見もある。合同審査会の位置付けを明確にするため、議会制度協議会等で慎重に議論すべきである。

## 5.審査会における定足数

・憲法審査会、合同審査会については、憲法改正 作業におけるその重要性にかんがみ、定足数を 少なくとも2分の1、できれば3分の2とすべ きである。

#### 6. 立法期による制限

・憲法改正原案の審議について、会期不継続の例外としたことは評価できる。ただし、総選挙や 参議院通常選挙が行われれば、継続しないと考 えるべきである。

## 7. その他 (対象を国政問題に拡大することについて)

・国政重要問題に関する国民投票を認めることは、 議会制民主主義の根幹に関わることである。憲 法改正国民投票制度から、一般的国民投票制度 を切り離して議論すべきである。

## 山 花 郁 夫君

#### 1.はじめに

・憲法改正手続について国民が正確に理解するのは難しいが、国会が発議し、国民投票で過半数

の賛成が必要であるとの認識は必要ではないか。

・公聴会の開会日が知事選の公示日と重なったことは、国民の関心の観点からは適切ではない。

#### 2.国政の重要問題に関する一般的国民投票

- (1)憲法 41 条に抵触するという議論について
- ・事実上の拘束力があるから一般的国民投票には 反対であるとの議論に対しては、事実上の拘束 力と法的拘束力の間には質的な違いを考えるべ きである。

#### (2)代表制民主主義に反するという議論

- ・すべての事項を国民投票に付することには消極 的であるが、憲法は代表民主制を原則としつつ、 直接民主制を補完的に組み合わせていることを 重視すべきである。
- ・直接民主的な制度はドイツでは否定されているが、日本では代表民主制を補完するものとして 肯定できる。また、有権者は、選挙に際して全 政策について白紙委任をしているわけではなく、 重要なことは直接決定したいとの考えもある。

### (3)「事実上の拘束力」の強さの程度

- ・一般的国民投票を想定した場合、女性天皇問題 など国民投票の結果と世論とが乖離を生じるこ とも考えられる。例えば、僅差で賛成が反対を 上回ったとしても、本当にその結果を受け入れ てよいのか。
- ・一般的国民投票の効果が諮問的だからこそ、結果を受けてどうすべきかを考えることができる。 具体的なケースを想定して、事実上の拘束力の 程度を議論すべきである。

#### (4)国政の重要問題とは

・あらかじめ類型化するのではなく、全会派が一致した案件とするなどの手続的な工夫が必要である。また、投票の結果を尊重するとしても、過半数で済む問題もあれば、7、8割程度の賛成を必要とする問題もある。

## (5)一般的国民投票に否定的な見解

・そもそも一般的国民投票が認められないとの見解があるが、これを認めない規範は存在しないと考えている。次に、それに否定的な見解とは、憲法改正とは区別すべきとの主張である。一般的国民投票と憲法改正国民投票を一緒に議論することがなぜ排除されるのか、疑問である。

## 高 田 健君

## 1.はじめに

・憲法調査会の実質審議をほとんど傍聴してきた が、日本国憲法がどこまで実現されてどこまで 実現されなかったかの調査がなされなかったこ とは残念である。

#### 2. 憲法調査特別委員会の運営について

・今月 15 日の公聴会開催の採決は異常であった。 憲法の問題でなぜこのように急ぐのか。

#### 3. 安倍首相の発言について

- ・安倍首相の「任期中に改憲する」等の発言に対して批判もないまま、憲法改正手続法の審議を始めてよいのか。三権分立の観点から厳しくチェックすべきである。
- ・安倍首相の発言は、法案提出者の「ニュートラルな手続法」という説明と矛盾している。また、 今は憲法改正手続法を議論すべき静かな環境で はなくなっている。

#### 4.法律案の問題点

- ・一般的国民投票制度の導入の是非、投票権年齢、 過半数の意義といった問題について更に議論す べきである。与党と民主党の調整ができた部分 も、その理由を国民に分かりやすく説明するべ きである。問題なのは、与党案と民主党案の相 違点だけではない。本委員会においては共通点 についての議論が不足している。
- ・一括投票の問題も、少なくとも 9 条と環境権を 一括することはないとのことだが、9 条の改正 といっても自衛軍を認めることとその海外活動 等を認めることを一括して問うことが許される のかといった問題は残っている。
- ・スポット CM については、国民投票運動の期間中は全面禁止すべきであると主張してきたが、 各団体の意見の相違がある現段階で、結論を急 ぐべきではない。
- ・憲法審査会の設置は、手続法の枠を越えるもの であり、国会における憲法尊重擁護義務を軽視 する風潮を促進するおそれがある。
- ・国民投票運動期間が 60 日から 180 日というのは、あまりに短すぎる。熟慮期間がさらに必要である。

## 5. おわりに

・公聴会の後に採決し、今国会中に法案成立との 報道もなされているが、憲法の問題で、なぜそ のように審議を急ぐのか。慎重審議を求める。

## 公述人に対する質疑の概要(午後) 愛 知 和 男君(自民)

- < 全公述人に対して >
- ・憲法改正国民投票法の整備の必要性についての 所見を伺いたい。
- <高田公述人に対して>
- ・憲法改正国民投票法の整備が必要となる時期を 伺いたい。

- < 本田公述人及び山花公述人に対して >
- ・国民投票の対象について、一般的国民投票に事 実上の拘束力があることは否定できず、議会制 民主主義の根幹に関わる問題と考えるが、いか がか。
- < 山花公述人に対して >
- ・一般的国民投票を憲法改正国民投票と切り離して別の法律において議論するのは、いかがか。
- < 本田公述人及び山花公述人に対して >
- ・公務員等・教育者の地位利用の禁止について、 このような規制がないと公正な国民投票運動が できないことになると考えるが、いかがか。
- ・メディア規制について、投票日直前の一定期間 はメディアによる影響からの冷却期間とする必 要があると考えるが、いかがか。
- ・憲法改正案の発議に当たって両院の合同審査会 の活用が望ましいとの江橋公述人の主張に対す る所見を伺いたい。

#### <発言>

・憲法改正国民投票法案を与党単独で採決することは考えておらず、なんとか合意点を見出そうと努力してきている。最終的には民主主義であるから多数決で決めることも否定できないが、その際にも、審議を拒否し採決に欠席することがないようにしてほしい。

#### 中 川 正 春君(民主)

<全公述人に対して>

- ・本委員会は、他の委員会と比べてコンセンサス を目指して運営を行ってきた。しかし、今般、 公聴会日程の設定に当たって混乱し、安倍首相 の発言で委員会審議の在り方が政治争点化して いることについての所見を伺いたい。
- < 本田公述人及び山花公述人に対して >
- ・民主党案における一般的国民投票制度について、 国民投票にかけるか否か、国民投票の結果を取 リ入れるか否かは、いずれも国会の意思により 決定することとなっており、議会制民主主義の 原則を侵害するものにはならない。一般的国民 投票制度の導入についての所見を伺いたい。

#### <全公述人に対して>

・96 条に定める憲法改正においては、発議という 形で国会が一応の結論を出すことになっている が、こうした結論を出す前に論点整理のために 憲法改正に関する予備的な国民投票を行うべき ではないか。

## 大 口 善 徳君(公明)

- <全公述人に対して>
- ・本来、国民投票法を制定する適切な時期はいつであったか。
- < 本田公述人及び山花公述人に対して >
- ・国民投票法案に憲法審査会の設置など国会法の 改正部分があることについては、議運の了解を 得ており、正式な手続に則っている。憲法審査 会の権限についてはいろいろな議論があるが、 合憲性審査や基本法制調査に関する権限につい て、どのように考えるか。
- < 山花公述人に対して >
- ・一般的国民投票は、事実上の拘束力があり、政治的に十分検討すべきものであるが、憲法に関わる事項については、予備的な国民投票を行ってもよいと考えるが、いかがか。
- ・一般的国民投票の結果の受け止め方において、 7、8割の賛成が必要な場合とそうでない場合が あるとのことであったが、賛成割合に応じて法 的な取扱いが相違するのか。

## 笠 井 亮君(共産)

< 本田公述人及び山花公述人に対して >

- ・安倍首相の発言により、公正中立な手続法の整備という法律案提出の趣旨が変質してきたと考える。このような法案の扱われ方につき、どのように考えるか。
- <高田公述人に対して>
- ・護憲の立場からは反対投票を呼びかける方が合理的なので、ボイコット運動が起きるおそれはないと考えるが、市民運動の立場からいかがか。
- ・市民団体が莫大な費用を要する CM を利用する ことは現実的ではないのではないか。 政党等に のみ無料広告枠を認める制度は、中立公正では ないと考えるが、いかがか。
- ・無料広告枠の配分については、その配分を広報協議会が決定すること、賛否の広告の他に改正案そのものの広報があることから、修正してもなお中立公正ではないと考えるが、いかがか。
- ・9 条改憲阻止の運動に携わっている立場から、 憲法施行 60 周年を迎え、どのような思いを抱い ているか。

## 辻 元 清 美君(社民)

< 発言 >

- ・各公述人が憲法改正に対する立場を越えて、最 近の本委員会の運営に懸念を示されたことを重 く受け止める。
- <全公述人に対して>

- ・各地で実施されている住民投票に対する評価と 問題点について伺いたい。
- ・国民投票の結果や成立した憲法改正が十分な正 統性を持つことができるよう、最低投票率制度 を導入すべきと考えるが、いかがか。また、導 入するとし場合、その投票率はどの程度が適当 か。
- <高田公述人に対して>
- ・公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止についての所見を伺いたい。

## 糸 川 正 晃君(国民)

- < 本田公述人及び山花公述人に対して >
- ・国会の権威をもって憲法改正案を示すべきとの 意見であるが、手続法制定の段階において、国 会の権威をどのように示すべきか。
- < 本田公述人に対して >
- ・憲法審査会の権限が不明確であるとの意見であ るが、これを明確にする方法を伺いたい。
- < 高田公述人に対して >
- ・憲法審査会の権能に疑問があると伺ったが、これを解消する方法を伺いたい。
- <全公述人に対して>
- ・国民投票運動の期間が短いとの意見があるが、 国会の発議から投票までの期間はどの程度必要 か。
- < 本田公述人及び高田公述人に対して >
- ・合同審査会は事実上一院制的な運営となりうる ものであるので、二院制が機能しなくなるので はないか。
- < 全公述人に対して >
- ・国民投票においてはテレビ等のメディアが有効 活用されると思われるが、例えば、テレビのキャ スターが賛成又は反対の発言をした場合などを どのように規制すべきか。

## 意見窓口「憲法のひろば」

日本国憲法に関する調査特別委員会では、日本 国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関して 広く国民の意見を聴くため、意見窓口『憲法のひ るば』を設けています。

## 衆議院憲法調査会発足時(平成 12 年 2 月)より寄せられた意見の総数及びその内訳

・受 付 意 見 総 数:3414件(3/23 現在)

・媒体 別内訳

葉書	1790	封 書	581
FAX	585	E-mail	458

・分野別内訳

国民投票	法制	508	報告書	7
前	文	250	天 皇	134
戦 争 放	棄	1887	権利・義務	106
国	会	59	内 閣	58
司	法	36	財 政	32
地方自	治	29	改正規定	40
最高法	規	29	そ の 他	1579

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別 内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

## 【意見窓口『憲法のひろば』の宛先】

FAX 03 - 3581 - 5875

E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp

郵 便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1

衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会

「憲法のひろば」係

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、 電話番号を明記してください。

## 今後の開会予定

日付	開会 時刻	会 議 の 内 容		
3.28	午前 9:40	地方公聴会(新潟)		
(水)	午後 16:00	地方公聴会(大阪)		
4. 5 (木)	午前 9:00	公聴会		

諸般の事情により変更される可能性があります。

このニュースは、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

## 日本国憲法に関する調査特別委員会公聴会の公述人公募のお知らせ

平成 19 年 3 月 23 日

衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長 中 山 太 郎

衆議院の日本国憲法に関する調査特別委員会は「日本国憲法の改正手続に関する法律案 (第 164 回国会、保岡興治君外 5 名提出)及び日本国憲法の改正及び国政における重要な 問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(第 164 回国会、枝野幸男君外 3 名提出)」につき下記の要領で公聴会を開きますから、意見をお述べになりたい方は進んで お申し出ください。

記

## 1. 問題

日本国憲法の改正手続に関する法律案(第 164 回国会、保岡興治君外 5 名提出)及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(第 164 回国会、枝野幸男君外 3 名提出)について

## 2. 日時

平成19年4月5日(木) 午前9時

## 3. 場所

衆議院内

## 4. 申出の方法

東京都千代田区永田町 1-7-1(郵便番号 100-8960)衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局気付日本国憲法に関する調査特別委員長あてに、意見を述べようとする理由及び 具体的事項並びに問題に対する賛否を文書で申し出てください。

なお、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業及び電話番号を明記してください。

## 5. 申出の期限

平成 19 年 3 月 30 日 (金) 正午

## 6. 出席者の選定通知

申し出た方の中から委員会で選定の上、通知いたします。

#### 7. 旅費日当

出席者には旅費日当を支給いたします。

なお、お問い合わせは衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局まで

電話 東京 03 (3581) 5563